

# 東北ブロック老人福祉施設協議会会員会費規程

## (主旨)

第1条 規約第3条に基づき会員及び第15条第2項に基づき会費については、この規程の定めるところによる。

## (入会の手続き)

第2条 会員になろうとする者は、入会申込書(様式1)を東北六県及び政令指定都市の老人福祉施設協議会又は社会福祉協議会老人福祉施設部会(以下、「県・市協議会」という。)を通じて会長に提出するものとする。この場合において、あらかじめ代表者を定めて入会の手続きを行うものとする。

2 会員は、施設及び事業所の所在地、代表者に異動が生じたときは、速やかに県・市協議会の組織を通じて異動届(様式2)を会長に提出するものとする。

## (脱会の手続き)

第3条 会員である施設及び事業所が解散又は廃止したときは、脱会したものとする。

2 前項のほか、脱会届(様式3)を県・市協議会の組織の承認を得て会長に提出し、理事会の議決を経て脱会することができる。

## (会費)

第4条 本会の会費は、次の区分により算出した額とする。

### (1) 老人福祉施設

基本額 1施設 7,000円

加算額 各施設定員数に100円を乗じた額

### (2) 通所介護サービス事業所

基本額 1事業所 3,500円

2 年度途中で入会した場合は、年会費を徴収する。

3 年度途中で退会した場合は、年会費を徴収し、すでに納入済みの場合は、これを返還しない。

## (納期)

第5条 会費の納期は、毎年7月末とし、県・市協議会の組織を通じて年額一括納入するものとする。

## 附則

1 この規程は、議決の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 この規程中、第2条の入会の手続きについては、現会員であるものは所定の手続きを経ているものとみなす。

## 附則

この規程は、議決の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。